



2026年4－6月期四半期別GDP速報（1次速報値）
における推計方法の変更等について

令和8年7月28日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. 「建設総合統計」（国土交通省）の遡及改定に伴う対応について

供給側推計「62 建設」及び公的固定資本形成の推計に用いる「建設総合統計」においては、2026年4月分の結果公表にあわせて、2021年度以降5年度分の計数について遡及改定が行われた。これを受け、2026年4－6月期四半期別GDP速報（1次速報値）においては、2021年以降の推計に遡及改定値を反映する。

2. R&D（研究・開発）の出荷額について

R&Dの市場生産者分（供給側推計「81 研究開発サービス」）は、直近の第一次年次推計値をベンチマークとしつつ、直近で利用可能となる「全国企業短期経済観測調査」（短観）（日本銀行）における研究開発投資額等に基づき推計を行っている。

また、非市場生産者である対家計民間非営利団体分及び一般政府分は、直近の第一次年次推計値を、トレンドで延長推計して当年度値を求めた上で、前年度のパターンで四半期分割して推計している。

今期の四半期別GDP速報における2025年度及び2026年度中の各四半期におけるR&Dの出荷額（市場生産者分計）の推計値は、表1のとおりとなる。

（表1）市場生産者（民間企業・公的企業合計）分のR&D出荷額

年度／四半期	金額 (兆円)	対前年度（同期）比 伸び率（％）
2025年度	19.5	7.0
4－6月期	4.7	7.0
7－9月期	4.7	7.1
10－12月期	4.9	7.0
1－3月期	5.1	7.1
2026年度	20.3	4.5
4－6月期	4.9	4.5
7－9月期	5.0	4.5
10－12月期	5.1	4.5
1－3月期	5.4	4.5

（注）名目、控除可能な消費税額を含むグロス値。四半期は原系列。

また、2026年度中の各四半期におけるR＆Dの出荷額（非市場生産者分計）の推計値は、表2のとおりとなる。

（表2）非市場生産者（対家計民間非営利団体・一般政府合計）分のR＆D出荷額

年度／四半期	金額 (兆円)	対前年度（同期）比 伸び率（％）
2026年度	4.2	0.0
4－6月期	1.0	0.0
7－9月期	1.0	0.0
10－12月期	1.0	0.0
1－3月期	1.0	0.0

（注）名目、控除可能な消費税額を含むグロス値。四半期は原系列。

3. 供給側推計の補外について

供給側推計「81 研究開発サービス」については、補外方法を表3のとおり変更のうえ推計する。なお、それ以外の分類については、従来どおりの補外方法とする。

（表3）

小（91）分類		欠落月補外方法
81	研究開発サービス	研究開発サービスの輸出額に関して、2026年6月値を通常補外（最初の2か月（2026年4、5月）の前年同月比）で推計すると、2026年4月に見られる特殊な動きにより、3か月目の動きを捉えることができない可能性がある。 そのため、「国際収支統計」（財務省・日本銀行）の2025年6月の前月比を、2026年5月値に乘じることで補外する。

4. 高等学校等授業料支援の対象範囲拡大及び私立高校に通う高校生への支給上限額引上げ並びに公立小学校の学校給食費の抜本的な負担軽減の扱いについて

2026年度から、高等学校等の授業料支援制度の改正により、所得制限が撤廃されるとともに、私立高校に通う高校生への支給上限額が引き上げられた。また、公立小学校の学校給食費に対する支援が導入された。これらの措置に伴う家計最終消費支出の減少分を、一般政府または対家計民間非営利団体の最終消費支出に計上する¹。

5. 国家備蓄原油の補外について

公的在庫変動における国家の備蓄原油については、「石油備蓄の現況」（資源エネルギー庁）から得られる備蓄量等を用いて推計している。通常「石油備蓄の現況」の3か月目の月末値が得られないため、2か月目の月末値から推計を行っている。

5月1日以降順次約20日分の国家備蓄原油が放出されていることや「石油備蓄の状況（推計値の速報）」（資源エネルギー庁）において各月末の備蓄日数が新たに公表されていることを踏まえ、2026年4－6月期四半期別GDP速報（1次速報値）においては、当該備蓄日数を用いて「石油備蓄の現況」の3か月目の月末値を補外のうえ推計する。

¹ 「SNA(国民経済計算)HPのQ&A更新について(「高等学校授業料サービスの扱い」等)」(平成22年5月10日)を参照。
(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2010/pdf/faq_15.pdf)

6. 季節調整について

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して設定してきた異常値処理のダミー変数について、速報期間である 2025 年 1－3 月期以降の異常値処理は、統計委員会国民経済計算体系的整備部会における議論²を踏まえ、「2025 年 7－9 月期四半期別 GDP 速報（2 次速報値）」以降、当面の間は引き続き、外れ値の判定に用いる信頼区間を 99%として加法型異常値処理のダミー変数を設定する。設定したダミー変数については、毎回の四半期別 GDP 速報の公表時に併せて公表する。

なお、速報期間（2025 年 1－3 月期以降）の処理は、暫定的な処理であり、この手法により設定したダミー変数の取り扱いについては、「2025 年度（令和 7 年度）国民経済計算年次推計」を反映する「2026 年 7－9 月期四半期別 GDP 速報（2 次速報値）」において、再度検証する³。

（以上）

² 統計委員会国民経済計算体系的整備部会（第 35 回及び第 39 回）
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html)

³ 各期の 2 次速報値の推計において設定した異常値処理は、原則として、2026 年 7－9 月期四半期別 GDP 速報（1 次速報値）までは変更しない。